

## 社会福祉法人小中島保育園 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小中島保育園（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて報酬等を支給することができる。ただし、理事のうち職員の身分を有する者には、報酬等は支給しない。

2 理事及び監事に支給する報酬等は、各年度の総額が200,000円を超えない範囲内とする。

### (報酬等の算定方法)

第3条 役員等の報酬等は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 理事会又は評議員会に出席したとき 報酬5,000円及び交通費実費

(2) 監事監査に出席したとき 報酬5,000円及び交通費実費

(3) 臨時理事会に出席したとき 報酬2,500円及び交通費実費

(4) 大分市の指導監査に出席したとき 報酬1,000円及び交通費実費

(5) 前各号に掲げる以外の会議に出席したとき 報酬1,000円及び交通費実費

2 役員等には、当法人の用務による出張に要する費用を、旅費規則に基づき旅費として支給することができる。

### (報酬等の支給方法等)

第4条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の申出により本人が指定する金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。

### (公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。